

公益社団法人日本テニス事業協会 役員の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、この法人の定款第29条の規定に基づき、この法人の役員の報酬及び費用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 常勤役員 理事及び監事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 報酬 常勤役員に支給する年額報酬をいう。
- (3) 日当 役員が出張するときに支給する支給する1日当たりの金額をいう。
- (4) 報酬等 報酬及び日当をいう。
- (5) 費用 役員の職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)、手数料等の経費(実費)をいう。

(報酬等の支給と控除)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 報酬は、各常勤役員の毎事業年度の額に12分の1を乗じた額を、毎月25日(休日であるときは、前日以前の25日に最も近い休日でない日)に支給する。

3 この法人は、役員が職務として出張したときに、当該役員に対して日当を支給することができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬の額)

第4条 常勤役員のうち、各理事に対する報酬の額は、別表1の常勤役員報酬表に掲げる号棒の中から、理事会の承認を得て、会長が定める。

2 常勤役員のうち、各監事に対する報酬の額については、別表1の常勤役員報酬表に掲げる号棒の中から、総会の決議により定める。

(日当の額)

第5条 日当の額は、出張の種類に応じ、別表2の役員出張日当表に掲げる金額とする。

(報酬等の総額)

第6条 定款第29条に規定する総会において定める総額は、一事業年度当たり、12,500,000円とする。

2 第4条の規定に基づき定める各常勤役員の報酬の合計額に、前条の規定に基づき支給する各役員の日当の合計額を加えた金額が、一事業年度において前項の総額を超えることとなるときは、第3条から前条までの規定にかかわらず、当該超える金額については、支給しない。

(費用の支払)

第7条 この法人は、役員がその職務の遂行に当たって支出した費用を支払うことができる。

2 前項の費用は、請求のあった後に、遅滞なく支払うものとする。

3 各常勤役員の通勤手当の額については、この法人の職員の賃金規程を準用して算定し、各常勤役員の報酬の支給日に支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に規定する報酬等の支給の基準とし、同法第20条第2項の規定に基づき、公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に際し必要な事項は、理事会の承認を受けて、会長が別に定める。

附則

1. 本規程は、公益社団法人への移行登記の日より施行する。
2. 本規程の施行に伴い、平成17年9月6日制定の役員報酬規程は廃止される。

附則

本規程の変更は、平成30年6月18日から施行する。

附則

本規程の変更は、2019年6月13日から施行する。

別表1：常勤役員報酬表

号俸	年額
1	2,400,000
2	3,000,000
3	3,600,000
4	4,800,000
5	6,000,000
6	7,200,000
7	8,400,000
8	9,600,000
9	10,800,000
10	12,000,000

別表2：役員出張日当表

普通出張	日帰出張 (片道200km以上)
10,000円	5,500円

金額は、役員一人1日当たりの金額